

特許情報取得 API 利用の手引き

第 2 . 0 版

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室

改訂履歴

第 2 . 0 版 2025/5/1	第 1 . 4 版の記載内容を更新するとともに、一部の掲載内容を特許庁 HP 及び API 情報提供サイトへ移行しました。
-------------------------------------	---

目次

1. はじめに

2. 利用にあたっての基礎情報

- (1) 取得可能な情報、アクセス上限及びファイル形式
- (2) 情報範囲及び更新頻度
- (3) 利用可能時間

3. 利用登録に関する事項

- (1) 遵守事項
- (2) 利用登録手順
- (3) 利用申込書に関する留意事項
- (4) 法人名義での利用登録
- (5) 個人名義での利用登録
- (6) 費用負担

4. 法人を対象としたアクセス数の上限変更

- (1) 変更手続き
- (2) 上限変更に関する基礎情報

5. アクセスに関する事項

- (1) アクセス方法
- (2) アクセス制限とその解除
- (3) 同一 ID による複数者の同時アクセス

6. 利用登録情報の変更

7. プライバシーポリシー

8. 特許情報取得 API サポートセンター

1. はじめに

特許庁は、特許情報の活用を促進するため API を利用した特許情報提供を、令和 4 年 1 月より開始しております。本 API（以下、「特許情報取得 API」といいます。）では、J-PlatPat 及び特許情報標準データを通じて提供している日本国特許庁の特許、意匠及び商標出願情報（実用新案出願情報を除く）及びワン・ポータル・ドシエ（OPD）を通じて提供している五庁（日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁）の出願情報について、これら出願情報の一部が取得可能です。

特許情報取得 API による特許情報提供は、安定稼働のためアクセス数に上限を設けております。また、特許情報取得 API の有用性や利用者ニーズ調査を目的とした試行段階です。そのため、安定稼働に関する連絡調整や利用者ニーズ調査を円滑に行うべく、利用にあたっては利用者登録が必要となります。

（特許情報取得 API に関する情報提供サイト）

○特許庁 HP：

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>

→ API の紹介資料、利用登録に関する情報を掲載しております。

○API 情報提供サイト：

<https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

→ 仕様書、アクセス方法などの技術的な情報を掲載しております。

2. 利用にあたっての基礎情報

（1）取得可能な情報、アクセス上限及びファイル形式

特許情報取得 API は、取得可能な情報により以下の 2 つに大別されます。各 API により取得可能な情報、アクセス数の上限及びファイル形式は、API 情報提供サイト「API 一覧」を参照してください。

○国内特許情報取得 API：

J-PlatPat 及び特許情報標準データを通じて提供している日本国特許庁の特許、意匠及び商標出願情報の一部（実用新案出願情報を除く）

○OPD-API：

ワン・ポータル・ドシエ（OPD）を通じて提供している五庁（日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁）の出願情報の一部

（2）情報範囲及び更新頻度

日本国特許庁が提供する情報については、以下のとおりです。海外特許庁が提供する情報の種類や範囲、その更新頻度については、各庁の運用によります。

○情報範囲

2003 年 7 月以降の特許出願、2000 年 1 月以降の意匠・商標出願に関する情報が取得可能です。また、意匠・商標の書類実体は 2019 年 1 月以降に受付・作成されたものが取得可能です。一部の API ではそれ以前の情報も取得可能ですが、不完全な情報の場合もあります。

○更新頻度

日次で更新され、通常、受付・発送などの手続が行われた日の翌日に取得可能となります。

(3) 利用可能時間

特許情報取得 API は原則 24 時間 365 日利用可能です。サーバメンテナンス等により利用不可となる場合は、そのスケジュールを API 情報提供サイトにてお知らせします。

3. 利用登録に関する事項

(1) 遵守事項

特許情報取得 API の利用にあたっては、特許庁 HP 掲載の利用規約への同意とともに、利用規約及び利用の手引きに記載された事項について遵守する必要があります。

(2) 利用登録手順

利用希望者は利用登録により ID・パスワードの発行を受ける必要があります。

なお、利用者が所定数を超過した場合、新規の利用登録を終了することもあります。利用登録に関する最新情報は、特許庁 HP にて確認してください。

① 利用申込書の送付

利用希望者は、特許庁 HP 掲載の利用申込書に必要事項を記入した上で、同 HP 掲載の特許庁担当部署へ電子メールで送付してください。

② 利用者確認

不正登録防止のため、特許庁担当部署から利用申込書にあるメールアドレス、電話番号への連絡により利用者確認を行う場合があります。連絡が取れない場合、利用登録不可となります。

③ ID・パスワードの発行及び通知

利用登録完了後、特許庁担当部署から ID・パスワード、アクセストークン取得用 URL を電子メールで通知します。

(3) 利用申込書に関する留意事項

○利用規約への同意

利用規約を確認の上、同意できる場合にはチェックボックスにチェックを入れてください。同意できない場合、利用登録不可となります。

○メールアドレス及び電話番号

特許庁担当部署と確実に連絡できるメールアドレス及び電話番号を記入してください。法人の場合は、担当者を3名まで登録することが可能です。

○利用目的

利用希望者は、可能な範囲で具体的な利用目的（事業内容等）を記入してください。利用者が運営する有料サービスや AI を用いた学習等に利用することも可能です。

○ID

原則、特許庁担当部署が ID を発行しますが、以下の条件(a)～(c)を満たすことで、利用希望者が指定することも可能です。

- (a) ①数字、②半角アルファベット（小文字のみ）、③記号（「-（ハイフン）」「_（アンダーバー）」「.（ドット）」のうち、2 種以上の文字種を含むこと
- (b) 8 桁～15 桁とすること
- (c) 個人情報を含まないこと

ID の指定にあたっては、「0（ゼロ）」と「O（オー）」など、混同しやすい文字は、ルビを付すことなどにより明確化してください。また、利用希望者が指定した ID が上記条件を満足しない場合、特許庁担当部署が ID を指定することもあります。

（４）法人名義での利用登録

利用規約第3条にあるとおり、利用者が法人であっても、利用者に対して複数の ID・パスワードを発行しません。なお、親・子会社、関連会社、グループ会社等の関係にある場合でも、各法人に対して ID・パスワードの発行が可能です。各法人で利用登録を行ってください。

（５）個人名義での利用登録

個人が所属する法人の利用登録有無によらず、個人名義での利用登録は可能です。特許情報取得APIの利用が、利用者個人の私的利用（例えば、個人名義で行う産業財産権に関する研究・調査分析など）であることを確認した上で、利用申込書（個人用）確認事項のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、法人の肩書きを利用して産業財産権に関する研究・調査分析などを行う場合は、私的利用に該当しません。また、利用者個人の私的利用ではなく、所属法人等のアクセス上限を増加させる目的等で利用した場合は、利用者及び関連した法人に利用制限が課されることがあります。

（６）費用負担

特許情報取得 API の利用に係る通信費等は利用者負担となります。

4. 法人を対象としたアクセス数の上限変更

特許情報取得 API の主たる利用者は企業、弁理士事務所等の法人及び特許情報の提供を行う法人（以下、「情報提供事業者」といいます。）を想定しており、これら法人については、希望によりアクセス数の上限を変更することが可能です（変更手続きは利用開始後に行うこともできます。）。

ここで、情報提供事業者とは、以下の条件（ア）～（ウ）を全て満たす者としてします。

- （ア） 特許情報の一括ダウンロードサービスを活用して独自のデータベースを作成し、当該データベースを用いた情報提供サービスを行うこと
- （イ） 上記情報提供サービスに特許情報取得 API 機能を追加し、キャッシュ等の機能により、特許情報取得 API への時間当たりのアクセス数を低減する（アクセス集中を緩和する）こと
- （ウ） 利用規約第 4 条第 1 項（利用状況の情報提供）を遵守できること

（1）変更手続き

利用申込書（法人用）の「アクセス数の上限変更希望」欄に必要事項を記入してください。なお、上限変更を求める合理的な事情として、例えば、以下のような事情が挙げられます。

- > 年間 300 件以上の出願又は手続代理を実施していること
- > 利用の手引きで定める情報提供事業者であること

（2）上限変更に関する基礎情報

一利用者あたり 3 種類までとし、その他詳細は下表のとおりです。

対象者	上限変更範囲	対象の特許情報取得 API
情報提供事業者を含む全法人	API 情報提供サイト「API 一覧」記載のアクセス数の上限（／日）の 2 倍	国内特許情報取得 API のみ （OPD-API は対象外です。）
情報提供事業者のみ	同 5 倍	国内特許情報取得 API のうち書類情報を取得する以下のもの No API 名称 1-8 特許申請書類 1-9 特許発送書類 1-10 特許拒絶理由通知書 2-7 意匠申請書類 2-8 意匠発送書類 2-9 意匠拒絶理由通知書 3-7 商標申請書類 3-8 商標発送書類 3-9 商標拒絶理由通知書

5. アクセスに関する事項

(1) アクセス方法

特許情報取得 API へアクセスするためには、ID・パスワードによる認証を受け、アクセストークンを取得する必要があります。具体的なアクセス方法は、API 情報提供サイトに掲載しております。

(2) アクセス制限とその解除

特許情報取得 API は、安定稼働のため API 単位でアクセス数の上限を設けております。アクセス数のカウントは、ID 単位で午前 0 時から開始され翌日午前 0 時にリセットします。

アクセス数の上限を超えたリクエストを受けた場合、アクセス制限により回答はエラーとなります。アクセス制限は翌日午前 0 時に解除します。

(3) 同一 ID による複数者の同時アクセス

特許情報取得 API において、同一 ID を使用した複数者の同時アクセスは可能です。ただし、上記のとおり、アクセス数は ID 単位でカウントされます。

6. 利用登録情報の変更

特許情報取得 API の利用開始後に、以下の利用登録情報に変更が生じた場合、利用者は速やかに特許庁 HP 掲載の特許庁担当部署へ連絡してください。特許庁担当部署は、利用者の本人確認のため利用登録時の利用申込書コピー等を求める場合があります。

○メールアドレス及び電話番号

利用開始後、利用者との連絡が不通になった場合、利用登録を解除することがあります。

○ID・パスワード

ID・パスワードの変更は可能です。ただし、利用規約第 3 条にあるとおり、利用者に対して複数の ID・パスワードは発行しないため、新 ID・パスワードの発行に合わせて、旧 ID・パスワードは抹消されます。また、本人確認を行った上で、利用者に ID・パスワードを再通知することも可能です。

なお、利用規約第 6 条に規定する利用目的内であれば、利用開始後に利用申込書に記入した利用目的（事業内容等）以外で利用することも可能です。この場合、特許庁担当部署への連絡は不要です。

7. プライバシーポリシー

特許庁は、特許情報取得 API システムから取得した利用者の IP アドレス、利用した API に関する情報、及び、利用登録に関する手続きから取得した利用者に係る個人情報を、特許情報取得 API の円滑な提供や機能改善、今後の特許情報施策の企画・立案等の参考情報として利用します。

また、特許庁は、法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由がある場合を除き、収集した情報を上述の利用目的以外の目的のために自ら利用することや第三者に提供することはありません。ただし、利用者の個人情報が特定されないように統計的に集計処理された情報は、公表されることがあります。

特許庁は、収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

8. 特許情報取得 API サポートセンター

特許情報取得 API に関する技術的な質問については、特許情報取得 API サポートセンターが対応します。問い合わせは電子メールにて、具体的な状況（リクエスト・レスポンス内容等）を記載してください。

なお、利用者作成のプログラム等に関する質問には対応できません。また、質問内容により回答には数日を要する場合があります。

特許情報取得 API サポートセンター：contact@ip-data-support.jpo.go.jp